

大規模災害からの復興に関する法律関係の共同府省令案の概要

平成 25 年 7 月 13 日
内閣府
農林水産省
国土交通省
環境省

1. 制定の趣旨

大規模災害からの復興に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、復興協議会（以下「協議会」という。）が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合における各大臣への協議又はその同意等に関する手続きを定めるため、必要な共同府省令として次の 4 命令を定める。

2. 大規模災害からの復興に関する法律第十二条第三項に規定する農林水産大臣、国土交通大臣等に対する協議に関する命令

法第 12 条第 3 項の規定により協議をし、又は同意を得ようとする特定被災市町村等は、協議書に復興計画に記載しようとする同項各号に掲げる事項及び当該事項に係る土地利用方針を記載した書類その他農林水産大臣及び国土交通大臣が定める書類を添えて、これらを当該各号に定める者に提出するものとする。この場合において、同項第 1 号から第 3 号まで、第 7 号又は第 9 号に掲げる事項について協議をし、又は同意を得ようとするときは、内閣総理大臣を経由して、協議書等を当該各号に定める者に提出するものとする。

3. 大規模災害からの復興に関する法律第十三条第二項及び第十九条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令

(1) 協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合における農地の転用に係る土地利用方針に関する協議

法第 13 条第 2 項の規定により協議をし、同意を得ようとする特定被災市町村等であって、法第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる地域をその区域とするものは、当該同意の判断基準となる書類として、

- ① 復興計画の区域における特定被災市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項
- ② ①の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基

本的な事項

③ 当該土地利用方針に係る特定被災都道府県の知事の意見を記載した書類を内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

また、土地利用方針について、法第 13 条第 2 項の農林水産大臣の同意を得た特定被災市町村等は、復興計画の公表の日の前日までに、当該同意を得た土地利用方針に係る復興事業に関する書類として農林水産大臣が定める書類を、農林水産大臣に提出しなければならないこととする。

(2) 協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合における漁港漁場整備事業に関する事項の協議

法第 19 条第 2 項の規定により、農林水産大臣に協議をしようとする特定被災市町村等は、漁港漁場整備法施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）別記第一号様式に法第 19 条第 1 項に規定する漁港漁場整備事業に関する事項を記載して、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

4. 大規模災害からの復興に関する法律第十三条第六項に規定する国土交通大臣、環境大臣等に対する協議に関する命令

法第 13 条第 6 項の規定により、国土交通大臣又は環境大臣の同意を得ようとする特定被災市町村等は、協議書に、復興計画に記載しようとする同条第 5 項各号に掲げる事項を記載した書類その他国土交通大臣及び環境大臣が定める書類を添えて、これらを内閣総理大臣を経由して国土交通大臣又は環境大臣に提出するものとする。

また、同条第 6 項の規定により同条第 8 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に協議をしようとする特定被災市町村等は、協議書に前記の書類を添えて、これらを当該各号に定める者に提出するものとする。

5. 大規模災害からの復興に関する法律第十七条第四項、第十八条第四項及び第九項並びに第二十条第三項に規定する国土交通大臣等に対する協議に関する命令

(1) 協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合における集団移転促進事業に関する協議

法第 17 条第 4 項の規定により国土交通大臣の同意を得ようとする特定被災市町村等は、協議書に、同条第 2 項に規定する集団移転促進事業に関する事項を記載した書類その他国土交通大臣が定める書類を添えて、これら

を内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

- (2) 協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合における申出地区に関する協議

法第 18 条第 4 項の規定により国土交通大臣の同意を得ようとする特定被災市町村等は、協議書に、復興計画に記載しようとする同条第 1 項に規定する申出地区に関する事項を記載した書類その他国土交通大臣が定める書類を添えて、これらを内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

- (3) 協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合における住宅地区改良事業に関する協議

- ・ 法第 18 条第 9 項の規定により住宅地区改良法第 7 条各号に掲げる者に協議をしようとする特定被災市町村は、復興計画に記載しようとする法第 18 条第 8 項に規定する住宅地区改良事業に関する事項のうち国土交通大臣が定める事項を記載した書類を住宅地区改良法第 7 条各号に掲げる者に提出するものとする。
- ・ 法第 18 条第 9 項の規定による住宅地区改良法第 7 条各号に掲げる者との間の協議が調い、同項の規定により国土交通大臣に協議をしようとする特定被災市町村は、協議書に復興計画に記載しようとする法第 18 条第 8 項に規定する住宅地区改良事業に関する事項を記載した書類その他国土交通大臣が定める書類を添えて、これらを内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

- (4) 協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合における国土交通省が行う地籍調査に関する協議

法第 20 条第 3 項の規定により国土交通大臣の同意を得ようとする特定被災市町村等は、協議書に復興計画に記載しようとする同条第 1 項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項を記載した書類その他国土交通大臣が定める書類を添えて、これらを内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

6 その他

上記 4 命令は、全て法附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。